

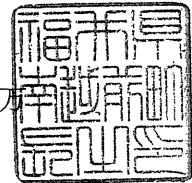
南越前町告示第136号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本町の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による非補助土地改良事業（区画整理）具谷地区に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成25年12月24日

南越前町長 川野 順



次の区域を具谷28字坂ノ下に編入する。

大字	字	地番
具谷	29字 北瀬ノ後	2 3 4の1 4の2 5の1 5の2 6の1 6の2 7の一部 11から13までの各一部 14
	32字 奥北瀬後	1の一部 2の一部
	36字 渡り瀬	1の一部 2の1の一部 2の2の一部 3の一部 4の1の一部 19の一部 20の一部
これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部		

次の区域を具谷29字北瀬ノ後に編入する。

大字	字	地番
具谷	32字 奥北瀬後	1の一部 2の一部
これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部		

次の区域を具谷36字渡り瀬に編入する。

大字	字	地番
具谷	28字 坂ノ下	14の一部